

地域生活支援拠点等の整備について

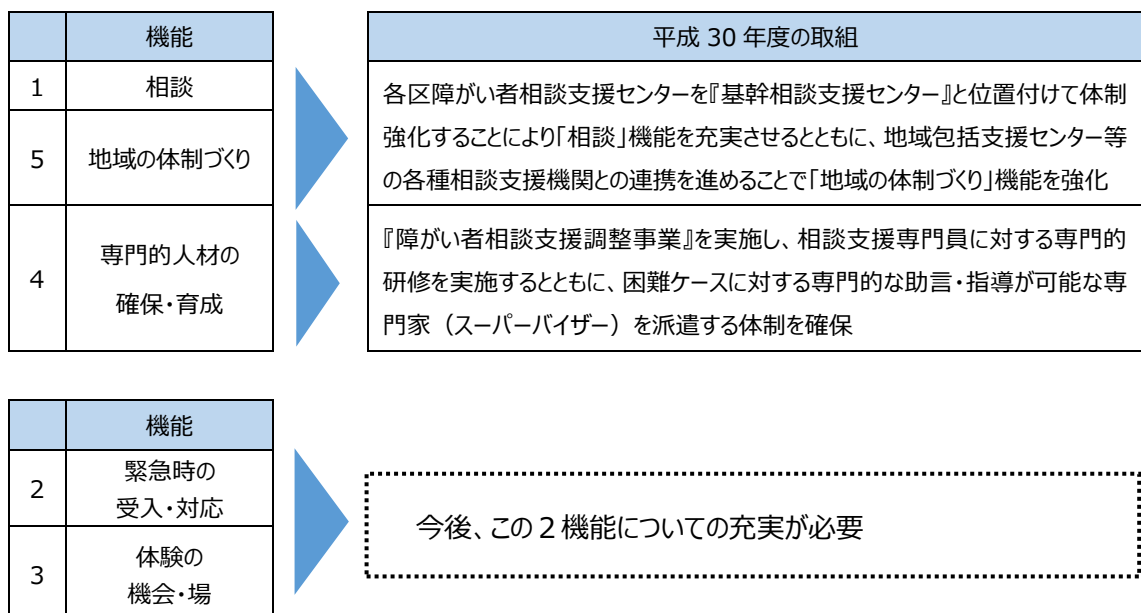
- 障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための 5 つの機能について、地域の実情に応じた創意工夫により整備。（地域生活支援拠点等の整備）
- 国の基本指針：平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 か所整備。

1. 地域生活支援拠点等の必要な機能

	機能	国が求める機能
1	相談	常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや相談・支援を行う機能
2	緊急時の受け入れ・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保したうえで、緊急時の受入や医療機関への連絡等の対応を行う機能
3	体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等にあって、グループホーム等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
4	専門性	専門的な対応ができる体制の確保や人材の養成を行う機能（医療的ケア・行動障がい等）
5	地域の体制づくり	地域のニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

大阪市では様々な社会資源（障がい福祉サービス事業所等）があることから、
地域生活支援拠点等については、障がい者の生活を地域全体で支える面的な体制の整備を行う。

2. 平成 30 年度の実施内容及び今後の課題



緊急時の受入・対応について

- ・「緊急時の受入・対応」については、重度の障がいのある方も受け入れできる短期入所の充実が必要
- ・短期入所については今年度報酬改定が実施

報酬改定概要

- ・短期入所について、介護者の急病等により緊急に受入した場合の加算が拡充
- ・介護者の急病等により定員を超えて受け入れた場合の加算が創設

短期入所における緊急対応について報酬改定の影響をみとうえで引き続き検討

体験の機会・場について

- ・「体験の機会・場」は、地域移行や親元からの自立等に向け、生活の場を移行しやすくするための体験する機会を提供すること
- ・そのためには、地域移行や一人暮らしを希望する人を把握したうえで、グループホームや日中活動系サービスなどの必要なサービスへ適切に結びつけるコーディネート機能が重要

障がい者基幹相談支援センターにおけるコーディネート状況についてヒアリング等により調査
地域移行を含めた具体的な進め方について、ワーキング会議により検討を行う
希望者を把握し移行先とのマッチングが円滑に進むような仕組みづくりについて検討していく

3. 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所について

平成30年度障がい福祉サービス等報酬改定において、地域生活支援拠点等の機能の充実強化を図ることを目的として、「地域生活支援拠点等の機能を担う事業所」として市町村が認めた事業所について、その旨を運営規程に規定し届出た場合に算定できる報酬が創設された。

<報酬算定上の影響箇所>

①日中活動系サービス

- ・体験利用支援加算 + 50 単位/日

➢障がい者支援施設において生活介護等を利用する者が地域移行支援の体験利用をする 場合において、障がい者支援施設の従業員が地域移行支援事業者との連絡調整等を行った場合に算定

②施設入所支援

- ・体験宿泊支援加算（新設） 120 単位/日

➢障がい者支援施設に入所する方が地域移行支援の体験宿泊を利用する場合において、障がい者支援施設の従業者が地域移行支援事業者との連絡調整等を行った場合に算定

③地域移行支援

- ・体験利用加算、体験宿泊加算 + 50 単位/日

④計画相談支援

- ・地域生活支援拠点等相談強化加算（新設） 700 単位／回（月 4 回まで）
 - 連携する短期入所への緊急時の受入対応をした場合に加算
- ・地域体制強化共同支援加算（新設） 2,000 単位／月
 - 支援困難な計画相談支援利用者に対して、福祉サービス事業者等の支援関係者と 会議のうえ情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養や地域生活において必要な説明・指導等を共同で行うとともに、地域課題を整理し協議会に報告を行った場合に加算

<地域生活支援拠点等の機能を担う事業所について>

- ・各区の障がい者基幹相談支援センターは地域における中核的な相談支援機関として、「相談」「地域の体制づくり」機能にかかる「地域生活支援拠点等の機能を担う事業所」として認定
- ・「地域体制強化共同支援加算」について、整理した地域課題を各区地域自立支援協議会に報告することとし、報告された内容については定期的に福祉局において集約し、大阪市地域自立支援協議会において報告・議論を行うことを想定